

○愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和3年3月26日条例第14号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定児童発達支援事業者 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う者をいう。
- (2) 指定児童発達支援事業所 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援の事業を行う事業所をいう。
- (3) 指定医療型児童発達支援事業者 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業を行う者をいう。
- (4) 指定医療型児童発達支援事業所 指定医療型児童発達支援事業者が指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。
- (5) 指定放課後等デイサービス事業者 放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者をいう。
- (6) 共生型障害児通所支援事業者 児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業を行う者をい

う。

- (7) 基準該当通所支援事業者　児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者をいう。
(指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（同省令第40条（同省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者を除く。）、指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を提供する者を除く。）、指定放課後等デイサービス事業者、共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者（以下この条において「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じ

て事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

第6条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を提供する者に限る。）及び**指定医療型児童発達支援事業者**（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を提供する者に限る。）（以下「事業者」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所個別防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者の非常災害対策については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「事業所防災計画」とあるのは、「事業所個別防災計画」と読み替えるものとする。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。